

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

(1) 全国計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	824,260	1	3	274,754
		(変電所・電気事業用)	2,199,708	2	3	1,466,469
第 2 項		(新線構築物)	878,539	3	4	658,904
		(新線立体交差化施設)	648,539	3	5	389,124
第 3 項	(ガス事業用資産)		6,974,578	1	3	2,324,858
			44,271,035	2	3	29,514,022
第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)		10,974,031	1	6	1,829,005
			15,586,369	1	3	5,195,458
第 5 項	(外航船舶)		234,950,495	1	3	78,313,298
			94,619,535	2	3	63,068,723
第 6 項	(内航船舶)		29,699,300	1	2	14,849,666
			43,200,673	1	6	7,200,106
第 7 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))		3,756,661	1	4	939,165
			308,050,769	1	2	154,009,711
第 8 項	(国際路線用航空機)		3,202,044	1	6	533,593
			-	1	5	-
第 9 項	(離島路線用航空機)		-	2	15	-
			-	1	10	-
第 10 項	(日本放送協会)		343,105	1	3	114,368
			-	2	3	-
第 11 項	(日本原子力開発機構)		-	1	4	-
			185,948,525	1	2	92,973,797
第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		20,367,076	1	3	6,789,060
			8,682,149	2	3	5,788,095
第 13 項	① (青函・本四 鉄道施設)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 14 項	② (青函・本四 新線構築物)		-	1	18	-
			-	1	9	-
第 15 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)		-	1	36	-
			-	1	18	-
第 16 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)		-	1	8	-
			-	1	10	-
第 17 項	(河川事業鉄軌道用資産)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 18 項	(宇宙航空研究開発機構)		-	2	3	-
			-	5	6	-
第 19 項	(海洋研究開発機構)		14,361,479	1	3	4,787,162
			3,692,553	2	3	2,461,702
第 20 項	(熱供給事業用資産)		6,538,414	1	3	2,179,470
			769,403	2	3	512,935
第 21 項	(水資源機構)		64,717,356	1	3	21,572,445
			15,971,735	2	3	10,647,815
第 22 項	① (特定地方交通線)		25,690,401	1	2	12,845,203
			97,472,074	3	4	73,104,057
第 23 項	② (新線構築物)		1,226,719	1	4	306,679
			-	1	12	-
第 24 項	③ (新線立体交差化施設)		-	1	6	-
			-	1	24	-
			-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第 三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	35,226,483	-	1	6	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	1,759,828	-	5	24	-
	第 24 項 (関西国際空港株)	10,367,640	-	3	16	-
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	64,082,253	-	3	20	-
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	3	11,742,149	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	432,618	3	5	1,173,212	
	第 28 項 (中部国際空港株)	1,786,201	3	4	5,183,810	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	449,625	3	5	32,041,200	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	25,374,861	1	2	-	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	15,616,442	4	5	12,687,425	
百	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	-	-	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	67,618	2	3	45,077	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	409,337	4	5	327,469	
四	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	4,141	1	2	2,071	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	81,496	1	3	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	112,139	2	3	27,166	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	12,819	1	6	74,759	
十	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	206,172	1	3	2,136	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	95,238	1	6	68,722	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	117,411	1	2	15,872	
九	旧第 33 項 (自動車安全運転センター)	26,107	1	3	58,704	
	旧第 34 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	9,625	1	6	8,702	
	旧第 35 項 (有線放送電話業務用資産)	18,553	1	2	1,604	
	旧第 36 項 (有線放送電話業務用資産)	4,652	1	3	9,276	
条	旧第 37 項 (有線放送電話業務用資産)	291	1	6	1,550	
	旧第 38 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	49	
	旧第 39 項 (有線放送電話業務用資産)	648,538	1	3	-	
	旧第 40 項 (有線放送電話業務用資産)	48,314	1	6	216,168	
	旧第 41 項 (有線放送電話業務用資産)	588,196	1	2	8,050	
の	旧第 42 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	294,037	
	旧第 43 項 (有線放送電話業務用資産)	79	2	3	-	
	旧第 44 項 (有線放送電話業務用資産)	2,325	1	6	53	
	旧第 45 項 (有線放送電話業務用資産)	9,815	1	3	387	
	旧第 46 項 (有線放送電話業務用資産)	-	5	6	3,271	
	旧第 47 項 (有線放送電話業務用資産)	563	1	3	-	
三	旧第 48 項 (有線放送電話業務用資産)	25,593	1	6	188	
	旧第 49 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	4,265	
	旧第 50 項 (有線放送電話業務用資産)	151,805	1	6	-	
	旧第 51 項 (有線放送電話業務用資産)	117,915	1	3	25,302	
三	旧第 52 項 (有線放送電話業務用資産)	6,444	1	2	39,305	
	旧第 53 項 (有線放送電話業務用資産)	33,103	1	6	3,222	
三	旧第 54 項 (有線放送電話業務用資産)	10,152	1	2	5,516	
	旧第 55 項 (有線放送電話業務用資産)	1,000	2	3	5,076	
					667	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 1 項 (倉庫等)	126,185	1	2	63,092
		4,329,436	3	4	3,247,077
		-	5	6	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	7	8	-
		260,246,818	1	6	43,374,391
		158,834,076	1	3	52,943,483
		8,687,825	2	3	5,791,846
		46,021,153	1	2	23,010,498
		6,872,893	3	4	5,154,673
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	960,592	-	-	692,704
	471,983	2	3	314,656	
	附 第 3 項 (国内路線用航空機)	-	2	5	-
		-	3	8	-
	則 第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	1	4	-
(沖縄電力(株))		-	2	3	-
-		2	9	-	
-		4	9	-	
-		2	5	-	
-		1	2	-	
第 第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	9,948	2	3	6,632	
	145,703	3	4	109,277	
	-	1	2	-	
	24	3	5	14	
	27,439	1	2	13,719	
	42,464	2	3	28,310	
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	34,559	-	-	24,877
	第 9 項 (低公害車燃料等供給施設)	678,298	2	3	452,200
	第 10 項 (国際船舶)	-	1	18	-
	十 第 11 項 (河川事業鉄軌道用資産)	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2
② (新線構築物)		-	1	6	-
③ (立体交差化施設)		-	1	3	-
-		1	12	-	
-		1	6	-	
-		1	12	-	
五 第 11 項 (河川事業鉄軌道用資産)	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-
⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-	
-	-	3	10	-	
条 第 12 項 (鉄道車両安全向上設備)	1,020,128	1	2	510,062	
	54,465	1	4	13,617	
	2,709,706	1	3	903,236	
	148,433	1	4	37,108	
第 13 項 (低床車両)	356,839	1	3	118,946	
	2,852,423	1	2	1,426,211	
第 14 項 (新造車両)	-	2	3	-	
	6,630,109	3	5	3,978,066	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法	第 15 項 (PFI 公共施設)	3,803,712	1	2	1,901,855
	第 16 項 (都市利便施設)	1,307,034	1	2	653,517
		1,252,158	3	5	751,295
	第 17 項 (成田国際空港(株))	45,137,179	5	6	37,614,316
	第 18 項 (国立大学校舎)	177,442	1	2	88,721
	第 19 項 (都市鉄道利便増進施設)	1,605,750	2	3	1,070,500
	第 20 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	45,015,480	1	2	22,507,738
		4,801,227	3	5	2,880,735
	第 21 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	48,595,225	3	5	29,156,410
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	576,210	1	2	288,106
	第 25 項 (特定特殊自動車)	808,361	3	5	485,023
	第 26 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4,257,357	1	2	2,128,678
		-	2	3	-
	第 27 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	1	2	-
第 29 項 (津波避難施設等)	-	1	2	-	
第 30 項 (移動等円滑化のための設備)	-	2	3	-	
則	第 31 項 (再生可能エネルギー発電設備)	886,906,544	2	3	591,267,309
	第 32 項 (熱電併給型動力発生装置)	3,075,203	5	6	2,562,678
	第 33 項 (鉄道耐震補強設備)	6,057	2	3	4,038
	第 35 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	-	2	3	-
		14,448,652	1	3	4,816,218
第	旧 第 3 項 (公害防止設備)	3,379,946	2	3	2,253,297
		2,348,380	1	2	1,174,190
		145,066	3	4	108,798
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	3,744,841	1	3	1,248,281
		277,345	1	2	138,672
		274,133	3	5	164,478
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	577,376	1	2	288,693
		642,906	2	3	428,605
	旧 第 6 項 (緑化施設)	447	1	2	224
		-	1	3	-
十	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	16,163,815	2	3	10,775,926
		667,318	5	6	556,097
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	2,036,433	2	3	1,357,591
		213,894	3	4	160,418
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	146,184	4	5	116,947
743,265		5	6	619,390	
五	旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	26,667,664	3	4	20,000,691
		480,381	2	3	320,248
	8,780,792	1	2	4,390,294	
	3,718,971	4	5	2,975,128	
	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	20,993,718	3	4	15,745,288
条	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-
		-	1	2	-
		-	4	5	-
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	4	-
		163,619	2	3	109,079
旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	6,646	2	3	4,431	
	97,049	4	5	77,638	
旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	1,022,122	4	5	816,097	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	1,261,045	2	3	840,691	
		449,387	3	4	337,042	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	15,653,515	5	6	13,044,602	
		76,298	1	3	25,433	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	2	3	-	
	旧第20項 (スーパー中樞港湾)	3,916,121	1	2	1,958,061	
		2,994,563	1	2	1,497,280	
	旧第21項 (共同研究施設)	1,344	3	4	1,008	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	256,501	2	3	171,001	
	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1,442,623	1	2	721,312	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	-	2	3	-	
		102,165	3	4	76,624	
	旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	102,790	4	5	82,251	
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	48,172,527	2	3	32,114,990		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	985,716	1	2	492,858		
	7,118,246	1	4	1,779,561		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	1,240,624	3	4	930,467		
	2,717,911	4	5	2,174,231		
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	-	2	3	-		
旧第45項 (地下駅火災対策)	320,703	2	3	213,802		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	2,831,667	1	2	1,415,834
	三九 島 条 特 例 三 と 各 項 と 法 第 三 百 四 連 十 乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
			-	1	3	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
			-	1	6	-
		④ (新造車両)	-	1	4	-
			-	1	3	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	12	-
			-	1	6	-
⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-		
	-	1	12	-		
⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-		
	-	1	18	-		
⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	72	-		
	-	1	36	-		
⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	16	-		
	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額			
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗					
		⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-		
			-	1 3	-		
			-	1 12	-		
			-	5 12	-		
		⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1 6	-		
		⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	5 12	-		
			-	3 10	-		
		⑬ (変・送電用資産)	-	3 8	-		
			-	1 3	-		
		⑭ (鉄道耐震補強設備)	-	3 5	-		
		第 1 項	① (承継特例)	24,298	3 5	14,576	
		法附則第十三条の三	承継と納付の特三旧付と乗	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-
				③ (三島特例)	-	3 10	-
④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-			-	-		
旧 第 2 項 (基盤整備事業)	4,700			-	-	2,350	
法附則第十二条の二	旧 第 2 項	(三宅村特例)	-	1 2	-		
		旧 第 5 項 (能登半島地震特例)	-	1 2	-		
		旧 第 7 項 (新潟県中越沖地震特例)	-	1 2	-		
		旧 第 11 項 (立体交差化施設)	-	1 3	-		
法附則第十五条の二	第 12 項	(東日本大震災・津波被災)	129,766,976	1 2	64,874,961		
		第 15 項 (東日本大震災・居住困難区域)	610,382	1 2	305,192		
法附則第五十六条の二	第 4 項	第 3 項 法附則第五十六条との連乗	9,113	1 3	3,038		
		② (被災代替鉄道施設等)	-	1 4	-		
		① (被災特定地方交通線)	-	1 12	-		
			-	1 6	-		
		② (新線構築物)	-	1 24	-		
			-	1 12	-		
		③ (新線立体交差化施設)	-	1 24	-		
			-	1 12	-		
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 6	-		
			-	5 24	-		
	⑤ (変・送電用資産)	-	3 20	-			
合 計		3,279,909,533	-	-	1,700,387,738		

(2) 大都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	9,905	1	3	3,302
		(変電所・電気事業用)	1,374	2	3	916
第 2 項	(新線構築物)		-	3	4	-
			-	3	5	-
第 3 項	(ガス事業用資産)		4,408,457	1	3	1,469,485
			28,354,385	2	3	18,902,922
第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)		6,205,970	1	6	1,034,328
			5,064	1	3	1,688
第 5 項	(外航船舶)		59,252,985	1	3	19,750,983
			19,300,443	2	3	12,866,948
第 6 項	(内航船舶)		579,638	1	2	289,818
			908,438	1	6	151,407
第 7 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))		45	1	4	11
			70,129,194	1	2	35,064,566
第 8 項	(国際路線用航空機)		-	1	6	-
			-	1	5	-
第 9 項	(離島路線用航空機)		-	2	15	-
			-	1	10	-
第 10 項	(日本放送協会)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 11 項	(日本原子力開発機構)		-	1	4	-
			80,477,776	1	2	40,238,879
第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		95,929	1	3	31,976
			4,170	2	3	2,780
第 13 項	① (青函・本四 鉄道施設)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 14 項	② (青函・本四 新線構築物)		-	1	6	-
			-	1	18	-
第 15 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)		-	1	9	-
			-	1	36	-
第 16 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)		-	1	18	-
			-	1	8	-
第 17 項	(河川事業鉄軌道用資産)		-	1	10	-
			-	1	6	-
第 18 項	(宇宙航空研究開発機構)		-	2	3	-
			195,892	1	3	65,297
第 19 項	(海洋研究開発機構)		9,814	2	3	6,541
			1,041,177	1	3	347,060
第 20 項	(熱供給事業用資産)		89,587	2	3	59,724
			60,170,979	1	3	20,056,990
第 21 項	(水資源機構)		11,595,181	2	3	7,730,115
			4,108	1	2	2,054
第 22 項	① (特定地方交通線)		-	3	4	-
			-	1	4	-
第 23 項	② (新線構築物)		-	1	12	-
			-	1	6	-
第 24 項	③ (新線立体交差化施設)		-	1	24	-
			-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9,694,056	1	3	3,231,350	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	130,580	2	3	87,049	
	第 24 項 (関西国際空港株)	4,712,188	1	2	2,356,090	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	2	-	
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	4	-	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	199,307	1	2	-	
	第 28 項 (中部国際空港株)	1,481,422	3	5	119,564	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	444,570	3	4	1,111,067	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	3	5	266,742	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	2	-	
百	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	49,409	2	3	32,938	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	336,613	4	5	269,290	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	3,368	1	2	1,684	
四	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	74,103	1	3	24,701	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	110,811	2	3	73,874	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	6,199	1	6	1,033	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	146,264	1	3	48,752	
十	旧第 29 項 (日本電気計器検定所)	76,550	1	6	12,758	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	89,564	1	2	44,780	
九	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	65	1	2	32	
条	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	4,652	1	3	1,550	
	旧第 35 項 (有線放送電話業務用資産)	291	1	6	49	
	旧第 36 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
	旧第 37 項 (有線放送電話業務用資産)	194,330	1	3	64,777	
の	旧第 38 項 (有線放送電話業務用資産)	9,688	1	6	1,613	
	旧第 39 項 (有線放送電話業務用資産)	107,507	1	2	53,755	
	旧第 40 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-	
	旧第 41 項 (有線放送電話業務用資産)	-	2	3	-	
	旧第 42 項 (有線放送電話業務用資産)	628	1	6	104	
	旧第 43 項 (有線放送電話業務用資産)	1,072	1	3	357	
三	旧第 44 項 (有線放送電話業務用資産)	-	5	6	-	
	旧第 45 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-	
	旧第 46 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
	旧第 47 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
旧第 48 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-		
旧第 49 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-		
旧第 50 項 (有線放送電話業務用資産)	6,444	1	2	3,222		
旧第 51 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-		
旧第 52 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-		
旧第 53 項 (有線放送電話業務用資産)	-	2	3	-		

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	126,100	1	2	63,049
		1,152,170	3	4	864,128
		-	5	6	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	7	8	-
		52,393,707	1	6	8,732,244
		31,412,740	1	3	10,470,891
		1,682,106	2	3	1,121,390
		7,603,252	1	2	3,801,626
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1,183,391	3	4	887,542
		121,896	-	-	91,423
		423,661	2	3	282,441
	第 3 項 (国内路線用航空機)	-	2	5	-
		-	3	8	-
	第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	1	4	-
(沖縄電力(株))		-	2	3	-
-		2	9	-	
-		4	9	-	
-		2	5	-	
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	1	2	-	
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	2	3	-	
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	136,527	3	4	102,395	
	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第 9 項 (低公害車燃料等供給施設)	-	1	2	-	
第 10 項 (国際船舶)	11,629	2	3	7,753	
	-	-	-	-	
第 11 項 (河川事業鉄軌道用資産)	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	311,899	2	3	207,933
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	18	-
	② (新線構築物)	-	1	2	-
	③ (立体交差化施設)	-	1	6	-
	-	-	1	3	-
	-	-	1	12	-
	-	-	1	6	-
第 12 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	-	1	12	-
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
	-	-	1	3	-
	-	-	5	12	-
⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-	
⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-	
	-	3	10	-	
第 13 項 (低床車両)	409,887	1	2	204,943	
	40,166	1	4	10,042	
	1,792,720	1	3	597,573	
第 14 項 (新造車両)	-	1	4	-	
	179,711	1	3	59,904	
	2,571,922	1	2	1,285,961	
	-	2	3	-	
	6,630,109	3	5	3,978,066	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 15 項 (PFI 公共施設)	1,667,690	1	2	833,845
	第 16 項 (都市利便施設)	1,307,034	1	2	653,517
		1,252,158	3	5	751,295
	第 17 項 (成田国際空港(株))	-	5	6	-
	第 18 項 (国立大学校舎)	177,442	1	2	88,721
	第 19 項 (都市鉄道利便増進施設)	1,605,750	2	3	1,070,500
	第 20 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	38,709,002	1	2	19,354,499
		4,801,227	3	5	2,880,735
	第 21 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	17,536,342	3	5	10,521,762
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	2	-
	第 25 項 (特定特殊自動車)	41,152	3	5	24,691
	第 26 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4,257,357	1	2	2,128,678
		-	2	3	-
	第 27 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	1	2	-
第 29 項 (津波避難施設等)	-	1	2	-	
第 30 項 (移動等円滑化のための設備)	-	2	3	-	
第 31 項 (再生可能エネルギー発電設備)	48,575,289	2	3	32,383,491	
	1,034,816	5	6	862,347	
第 32 項 (熱電併給型動力発生装置)	6,057	2	3	4,038	
第 33 項 (鉄道耐震補強設備)	-	2	3	-	
第 35 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	-	2	3	-	
第	旧 第 3 項 (公害防止設備)	1,360,224	1	3	453,408
		1,426,236	2	3	950,824
	旧 第 4 項 (公害防止設備)	138,468	1	2	69,236
		71,179	3	4	53,384
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	161,977	1	3	53,993
		41,571	1	2	20,785
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	41,066	3	5	24,639
		100,191	1	2	50,100
	旧 第 6 項 (緑化施設)	46,160	2	3	30,773
		447	1	2	224
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	-	1	3	-
		3,609,991	2	3	2,406,656
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	7,220	5	6	6,015
		883,554	2	3	589,035
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	185,141	3	4	138,856
98,928		4	5	79,142	
旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	8,575	5	6	7,146	
	13,583,561	3	4	10,187,652	
旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	123,294	2	3	82,193	
	528,699	1	2	264,343	
旧 第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	2,362,887	4	5	1,890,309	
	20,295,535	3	4	15,221,651	
旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-	
旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	1	2	-	
	-	4	5	-	
旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	-	3	4	-	
	-	2	3	-	
旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	49,200	4	5	39,360	
	224,386	4	5	179,508	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	-	2	3	-	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	3	4	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	1	2	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	5,873,168	2	3	-	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	76,298	5	6	4,894,280	
	旧第20項 (スーパー中樞港湾)	3,916,121	1	3	25,433	
	旧第21項 (共同研究施設)	2,994,563	2	3	-	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	-	1	2	1,958,061	
	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	1,497,280	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	43,343	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	1,442,623	2	3	28,895	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	-	1	2	721,312	
	旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	-	3	4	-	
	旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	81,372	2	3	-	
	旧第36項 (公共荷さばき施設)	2,393,120	4	5	65,096	
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	-	1	2	1,595,414	
	法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	63,151	1	2
① (三島特例)			-	1	4	-
三九 島 条 特 例 三 と 各 項 と 法 第 三 百 四 連 十 乗		② (新線構築物)	9,767	3	4	7,325
			1,252,140	4	5	1,001,710
		③ (新線立体交差化施設)	-	2	3	-
			320,703	2	3	213,802
		④ (新造車両)	-	2	3	-
			-	1	4	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	3	-
			-	1	6	-
⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-		
	-	1	3	-		
⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-		
	-	1	6	-		
⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	4	-		
	-	1	3	-		
⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	6	-		
	-	1	12	-		

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
		⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1 3	-
		⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	1 12	-
		⑬ (変・送電用資産)	-	5 12	-
		⑭ (鉄道耐震補強設備)	-	1 6	-
		⑮ (変・送電用資産)	-	5 12	-
		⑯ (変・送電用資産)	-	3 10	-
		⑰ (変・送電用資産)	-	3 8	-
		⑱ (変・送電用資産)	-	1 3	-
		⑲ (変・送電用資産)	-	3 5	6,691
法附則第十三条の二	第 1 項	① (承継特例)	11,153	3 5	6,691
		② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3 10	-
		④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
法附則第十三条の二	旧第2項	(基盤整備事業)	211	-	105
		(三宅村特例)	-	1 2	-
法附則第十三条の二	旧第5項	(能登半島地震特例)	-	1 2	-
		(新潟県中越沖地震特例)	-	1 2	-
		(立体交差化施設)	-	1 3	-
法附則第十三条の二	第12項	(東日本大震災・津波被災)	12,526,893	1 2	6,263,445
		(東日本大震災・居住困難区域)	1,620	1 2	810
法附則第五十六条の二	第 4 項	② (被災代替鉄道施設等)	-	1 3	-
		① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
		② (新線構築物)	-	1 12	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1 6	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 24	-
		⑤ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 12	-
		⑥ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 6	-
		⑦ (河川事業鉄軌道用資産)	-	5 24	-
		⑧ (河川事業鉄軌道用資産)	-	3 20	-
		⑨ (河川事業鉄軌道用資産)	-	-	-
合 計		681,620,999	-	333,628,536	

(3) 都 市 計

(その1) (単位：千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	229,376	1	3	76,458
		(変電所・電気事業用)	1,228,333	2	3	818,890
	第 2 項	(新線構築物)	788,074	3	4	591,055
		(新線立体交差化施設)	613,085	3	5	367,852
	第 3 項	(ガス事業用資産)	2,565,386	1	3	855,128
		(農業協同組合等共同利用設備)	15,916,650	2	3	10,611,100
	第 4 項	(外航船舶)	689	1	6	115
		(内航船舶)	15,581,305	1	3	5,193,770
	第 5 項	(外航船舶)	170,174,249	1	3	56,721,043
		(内航船舶)	72,654,258	2	3	48,425,131
	第 6 項	(外航船舶)	19,668,562	1	2	9,834,279
		(内航船舶)	37,020,225	1	6	6,170,032
	第 7 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	2,130,548	1	4	532,637
		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	192,353,485	1	2	96,168,255
	第 8 項	(国際路線用航空機)	2,570,693	1	6	428,368
		(国際路線用航空機)	-	1	5	-
	第 9 項	(離島路線用航空機)	-	2	15	-
		(小型離島航空機)	-	1	10	-
	第 10 項	(日本放送協会)	343,105	1	3	114,368
		(日本放送協会)	-	2	3	-
第 11 項	(日本原子力開発機構)	-	1	4	-	
	(日本原子力開発機構)	84,238,159	1	2	42,118,530	
第 13 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2,942,873	1	3	980,956	
	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	456,604	2	3	304,401	
第 14 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-	
	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	3	-	
	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	9	-	
第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	36	-	
	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	18	-	
第 16 項	(宇宙航空研究開発機構)	-	1	8	-	
	(宇宙航空研究開発機構)	-	1	10	-	
第 17 項	(海洋研究開発機構)	4,624,908	1	6	-	
	(海洋研究開発機構)	896,086	2	3	-	
第 18 項	(熱供給事業用資産)	5,473,125	1	3	1,541,638	
	(熱供給事業用資産)	679,816	2	3	597,390	
第 19 項	(水資源機構)	3,028,431	1	3	1,824,373	
	(水資源機構)	4,198,530	2	3	453,211	
第 20 項	① (特定地方交通線)	25,163,700	1	2	12,581,851	
	② (新線構築物)	62,899,636	3	4	47,174,729	
	③ (新線立体交差化施設)	1,226,719	1	4	306,679	
第 20 項	(新線構築物)	-	1	12	-	
	(新線構築物)	-	1	6	-	
	(新線立体交差化施設)	-	1	24	-	
第 20 項	(新線立体交差化施設)	-	1	12	-	
	(新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
	(新線立体交差化施設)	-	1	24	-	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	-	-	1	6	-
		-	-	5	24	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	23,101,299	1	3	7,700,432	
	第 24 項 (関西国際空港株)	1,057,799	2	3	705,198	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	5,308,396	1	2	2,654,194	
	第 26 項 (信用協同組合等)	39,591,269	1	2	19,795,708	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	4	-	
	第 28 項 (中部国際空港株)	-	1	2	-	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	211,338	3	5	126,802	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	304,779	3	4	228,588	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	5,055	3	5	3,033	
	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	25,374,861	1	2	12,687,425	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	249,293	4	5	199,435	
	四	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	-	-	-
18,175			2	3	12,116	
十	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	72,724	4	5	58,179	
		773	1	2	387	
九	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	-	1	3	-	
		7,393	1	3	2,465	
条	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	1,328	2	3	885	
		6,620	1	6	1,103	
の	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	50,616	1	3	16,873	
		16,210	1	6	2,701	
三	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	24,201	1	2	12,101	
		26,107	1	3	8,702	
三	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	9,625	1	6	1,604	
		18,488	1	2	9,244	
の	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	3	-	
		-	1	2	-	
三	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	411,970	1	3	137,311	
		35,872	1	6	5,978	
の	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	445,712	1	2	222,793	
		-	1	3	-	
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	79	2	3	53	
		1,697	1	6	283	
の	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	8,743	1	3	2,914	
		-	5	6	-	
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	3	-	
		2,120	1	6	353	
の	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
		151,805	1	6	25,302	
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	117,915	1	3	39,305	
		-	1	2	-	
の	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	29,851	1	6	4,975	
		1,020	1	2	510	
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	1,000	2	3	667	

(その3) (単位: 千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	85	1	2	43
		3,177,266	3	4	2,382,949
		-	5	6	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	7	8	-
		178,949,899	1	6	29,825,038
		113,909,639	1	3	37,968,728
		6,425,548	2	3	4,283,677
		35,309,840	1	2	17,654,926
		5,527,176	3	4	4,145,386
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	831,590	-	-	595,952
	第 3 項 (国内路線用航空機)	48,322	2	3	32,215
		-	2	5	-
	第 5 項 (沖繩電力(株) 変・送電用資産)	-	3	8	-
		(沖繩電力(株))	-	1	4
-		2	3	-	
-		2	9	-	
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	4	9	-	
	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
	7,705	2	3	5,137	
	9,176	3	4	6,882	
	-	1	2	-	
	-	1	2	-	
	第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	24	3	5	14
	第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	27,439	1	2	13,719
		27,058	2	3	18,039
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		34,559	-	-	24,877
第 9 項 (低公害車燃料等供給施設)	365,926	2	3	243,952	
第 10 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	-	1	6	-	
	② (新線構築物)	-	1	3	-
	-	1	12	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	6	-
	-	1	12	-	
第 11 項 (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
	-	5	12	-	
第 12 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	3	8	-	
	-	3	10	-	
	610,241	1	2	305,119	
	14,299	1	4	3,575	
第 13 項 (低床車両)	916,986	1	3	305,663	
	148,433	1	4	37,108	
	177,128	1	3	59,042	
第 14 項 (新造車両)	279,652	1	2	139,826	
	-	2	3	-	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 15 項 (PFI 公共施設)	2,086,712	1	2	1,043,355	
	第 16 項 (都市利便施設)	-	1	2	-	
	第 17 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-	
	第 18 項 (国立大学校舎)	42,584,887	5	6	35,487,406	
	第 19 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-	
附	第 20 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	6,306,478	2	3	-	
	第 21 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	1	2	3,153,239	
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	26,626,276	3	5	-	
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	4	15,975,105	
	第 25 項 (特定特殊自動車)	477,187	1	2	238,594	
	第 26 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	661,089	3	5	396,659	
	第 27 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	1	2	-	
	第 29 項 (津波避難施設等)	-	2	3	-	
	第 30 項 (移動等円滑化のための設備)	-	1	2	-	
	第 31 項 (再生可能エネルギー発電設備)	-	1	2	-	
	第 32 項 (熱電併給型動力発生装置)	683,163,130	2	3	455,441,952	
	第 33 項 (鉄道耐震補強設備)	1,880,108	5	6	1,566,765	
	第 35 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	-	2	3	-	
	第	旧 第 3 項 (公害防止設備)	11,682,650	1	3	3,894,217
			1,946,110	2	3	1,297,407
		2,059,605	1	2	1,029,800	
		73,887	3	4	55,414	
旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)		3,331,426	1	3	1,110,477	
		235,774	1	2	117,887	
		145,905	3	5	87,542	
旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)		471,412	1	2	235,706	
		596,746	2	3	397,832	
旧 第 6 項 (緑化施設)		-	1	2	-	
十	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	12,121,566	1	3	-	
		659,850	2	3	8,081,098	
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	1,152,879	5	6	549,876	
		27,531	2	3	768,556	
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	41,696	3	4	20,645	
		164,328	4	5	33,356	
		9,541,478	5	6	136,942	
五	旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	194,355	3	4	7,155,910	
		6,047,606	2	3	129,568	
		1,215,194	1	2	3,023,693	
	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	698,183	4	5	972,107	
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	4	523,637	
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	5	-	
条	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	163,619	2	3	109,079	
	旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	6,646	2	3	4,431	
		41,509	4	5	33,206	
	604,404	4	5	481,923		

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	751,863	2	3	501,240	
		101,119	3	4	75,840	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	8,039,537	5	6	6,699,672	
		-	1	3	-	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	2	3	-	
		-	1	2	-	
	旧第20項 (スーパー中樞港湾)	-	1	2	-	
		-	3	4	1,008	
	旧第21項 (共同研究施設)	1,344	3	4	1,008	
		-	1	2	-	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	171,439	2	3	114,293	
	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	-	
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	3	4	-	
	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	-	2	3	-	
102,165		3	4	76,624		
旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	21,404	4	5	17,144		
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	25,360,103	2	3	16,906,684		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
	913,938	1	2	456,969		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	6,728,216	1	4	1,682,053		
	987,885	3	4	740,913		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	1,380,868	4	5	1,104,601		
	-	2	3	-		
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	-	2	3	-		
旧第45項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	822,414	1	2	411,208
	三九 島 条 特 例 三 と 各 項 と 法 第 三 百 四 連 十 乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
			-	1	3	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
			-	1	6	-
		④ (新造車両)	-	1	4	-
			-	1	3	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	12	-
			-	1	6	-
⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-		
	-	1	12	-		
⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-		
	-	1	18	-		
⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	72	-		
	-	1	36	-		
⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	16	-		
	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗			
		⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			-	1 3	-
			-	1 12	-
			-	5 12	-
		⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1 6	-
		⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	5 12	-
		⑬ (変・送電用資産)	-	3 10	-
			-	3 8	-
			-	1 3	-
法附則第十三条の二	第 1 項	① (承継特例)	12,232	3 5	7,337
法附則第十三条の二	承継と納付の特三旧付と乗	② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3 10	-
法附則第十三条の二	旧第2項	④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
		(基盤整備事業)	4,489	-	2,245
法附則第十三条の二	旧第2項	(三宅村特例)	-	1 2	-
	旧第5項	(能登半島地震特例)	-	1 2	-
	旧第7項	(新潟県中越沖地震特例)	-	1 2	-
	旧第11項	(立体交差化施設)	-	1 3	-
法附則第十三条の二	第12項	(東日本大震災・津波被災)	88,535,928	1 2	44,267,947
	第15項	(東日本大震災・居住困難区域)	608,762	1 2	304,382
法附則第五十六条の二	第 4 項	② (被災代替鉄道施設等)	9,113	1 3	3,038
		① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
			-	1 12	-
		② (新線構築物)	-	1 6	-
			-	1 24	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1 12	-
			-	1 24	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 12	-
			-	1 6	-
			-	5 24	-
	-	3 20	-		
	合 計	2,124,691,779	-	1,108,246,785	

(4) 町 村 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	584,979	1	3	194,994
		(変電所・電気事業用)	970,001	2	3	646,663
第 2 項		(新線構築物)	90,465	3	4	67,849
		(新線立体交差化施設)	35,454	3	5	21,272
第 3 項		(ガス事業用資産)	735	1	3	245
		(農業協同組合等共同利用設備)	4,767,372	2	3	-
第 4 項		(外航船舶)	-	1	6	794,562
		(内航船舶)	-	1	3	-
第 5 項		(準外航船舶)	5,523,261	1	3	1,841,272
		(内航船舶)	2,664,834	2	3	1,776,644
第 6 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	9,451,100	1	2	4,725,569
		(国際路線用航空機)	5,272,010	1	6	878,667
第 7 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	1,626,068	1	4	406,517
		(小型離島航空機)	45,568,090	1	2	22,776,890
第 8 項		(日本放送協会)	631,351	1	6	105,225
		(日本原子力開発機構)	-	1	5	-
第 9 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	2	15	-
		(特定地方交通線)	-	1	10	-
第 10 項		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	3	-
		(海洋研究開発機構)	-	2	3	-
第 11 項		(熱供給事業用資産)	21,232,590	1	2	10,616,388
		(水資源機構)	17,328,274	1	3	5,776,128
第 12 項		(特定地方交通線)	8,221,375	2	3	5,480,914
		(新線構築物)	-	1	6	-
第 13 項		(新線構築物)	-	1	3	-
		(新線立体交差化施設)	-	1	6	-
第 14 項		(変・送電用資産)	-	1	9	-
		(変・送電用資産)	-	1	36	-
第 15 項		(変・送電用資産)	-	1	18	-
		(変・送電用資産)	-	1	18	-
第 16 項		(変・送電用資産)	-	1	8	-
		(変・送電用資産)	-	1	10	-
第 17 項		(変・送電用資産)	-	1	6	-
		(変・送電用資産)	-	2	3	-
第 18 項		(変・送電用資産)	-	1	3	-
		(変・送電用資産)	-	5	6	-
第 19 項		(宇宙航空研究開発機構)	9,540,679	1	3	3,180,227
		(海洋研究開発機構)	2,786,653	2	3	1,857,771
第 20 項		(熱供給事業用資産)	24,112	1	3	8,037
		(水資源機構)	-	2	3	-
第 21 項		(熱供給事業用資産)	1,517,946	1	3	505,993
		(水資源機構)	178,024	2	3	118,684
第 22 項		(水資源機構)	522,593	1	2	261,298
		(特定地方交通線)	34,572,438	3	4	25,929,328
第 23 項		(特定地方交通線)	-	1	4	-
		(新線構築物)	-	1	12	-
第 24 項		(新線構築物)	-	1	6	-
		(新線立体交差化施設)	-	1	24	-
第 25 項		(新線立体交差化施設)	-	1	12	-
		(新線立体交差化施設)	-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	-	-	1	6	-
		-	-	5	24	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	2,431,128	-	3	16	-
	第 24 項 (関西国際空港株)	571,449	-	3	20	-
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	347,056	1	3	3	810,367
	第 26 項 (信用協同組合等)	24,490,984	1	2	2	380,965
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	4	4	173,526
	第 28 項 (中部国際空港株)	-	1	2	2	12,245,492
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	21,973	3	5	5	13,186
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	3	4	4	-
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	3	5	5	-
	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	1	2	2	-
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	3	3	-
	第 四 十 九 条 の 三	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	-	-	-
-			-	-	-	-
旧第 25 項 (日本電気計器検定所)		34	2	3	3	23
旧第 26 項 (日本消防検定協会)		-	4	5	5	-
旧第 27 項 (小型船舶検査機構)		-	1	2	2	-
旧第 28 項 (軽自動車検査協会)		-	1	3	3	-
旧第 30 項 (情報通信研究機構)		-	1	6	6	-
旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)		9,292	1	3	3	3,097
旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)		2,478	1	6	6	413
旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)		3,646	1	2	2	1,823
第 三 十 三 条 の 三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	1	3	3	-
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	1	6	6	-
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	1	2	2	-
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	3	3	-
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	6	6	-
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	42,238	1	3	3	14,080
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	2,754	1	6	6	459
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	34,977	1	2	2	17,489

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
		-	5	6	-	
		-	7	8	-	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)		28,903,212	1	6	4,817,109
			13,511,697	1	3	4,503,864
			580,171	2	3	386,779
			3,108,061	1	2	1,553,946
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	162,326	3	4	121,745
		7,106	-	-	5,329	
	第 3 項 (国内路線用航空機)		-	2	3	-
			-	2	5	-
	第 5 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	(沖縄電力(株))	-	3	8	-
			-	1	4	-
		-	2	3	-	
		-	2	9	-	
		-	4	9	-	
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)		-	2	5	-	
		2,243	2	3	1,495	
		-	3	4	-	
	第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)		-	1	2	-
			-	3	5	-
	第 8 項 (雨水貯留浸透施設)		-	1	2	-
			3,777	2	3	2,518
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	-	-	-	-
	第 9 項 (低公害車燃料等供給施設)	473	2	3	315	
	第 10 項 (国際船舶)		-	1	18	-
① (特定鉄道事業譲受資産)		-	1	2	-	
② (新線構築物)		-	1	6	-	
③ (立体交差化施設)		-	1	3	-	
第 11 項 (河川事業鉄軌道用資産)			-	1	12	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			-	1	3	-
		-	5	12	-	
⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-		
⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-		
第 12 項 (鉄道車両安全向上設備)		-	3	10	-	
		-	1	2	-	
		-	1	4	-	
		-	1	3	-	
第 13 項 (低床車両)		-	1	4	-	
		-	1	3	-	
第 14 項 (新造車両)		849	1	2	424	
		-	2	3	-	
	-	3	5	-		

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 15 項 (PFI 公共施設)	49,310	1	2	24,655	
	第 16 項 (都市利便施設)	-	1	2	-	
	第 17 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-	
	第 18 項 (国立大学校舎)	2,552,292	5	6	2,126,910	
	第 19 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-	
附	第 20 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	-	2	3	-	
	第 21 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	1	2	-	
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	-	3	5	2,659,543	
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	99,023	1	4	-	
	第 25 項 (特定特殊自動車)	106,120	1	2	49,512	
	第 26 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	-	3	5	63,673	
	第 27 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	1	2	-	
	第 29 項 (津波避難施設等)	-	1	2	-	
	第 30 項 (移動等円滑化のための設備)	-	2	3	-	
	第 31 項 (再生可能エネルギー発電設備)	-	1	2	-	
	第 32 項 (熱電併給型動力発生装置)	155,168,125	2	3	103,441,866	
	第 33 項 (鉄道耐震補強設備)	160,279	5	6	133,566	
	第 35 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	-	2	3	-	
	第	旧 第 3 項 (公害防止設備)	1,405,778	1	3	468,593
			7,600	2	3	5,066
		150,307	1	2	75,154	
		-	3	4	-	
旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)		251,438	1	3	83,811	
		-	1	2	-	
		87,162	3	5	52,297	
旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)		5,773	1	2	2,887	
		-	2	3	-	
旧 第 6 項 (緑化施設)		-	1	2	-	
十	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	432,258	1	3	-	
		248	2	3	288,172	
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	5	6	206	
		-	2	3	-	
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	1,222	3	4	917	
		5,560	4	5	4,449	
五		570,362	5	6	475,302	
	旧 第 8 項 (高度テレビジョン放送施設)	3,542,625	3	4	2,657,129	
		162,732	2	3	108,487	
		2,204,487	1	2	1,102,258	
		140,890	4	5	112,712	
	旧第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	-	3	4	-	
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-	
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	1	2	-	
条		-	4	5	-	
		-	3	4	-	
		-	2	3	-	
	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	-	2	3	-	
	6,340	4	5	5,072		
旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	193,332	4	5	154,666		

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	509,182	2	3	339,451	
		348,268	3	4	261,202	
	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	1,740,810	5	6	1,450,650	
		-	1	3	-	
	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	2	3	-	
		-	1	2	-	
	旧第20項 (スーパー中樞港湾)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
	旧第21項 (共同研究施設)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	41,719	2	3	27,813	
		-	1	2	-	
	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	-	-	-		
	-	2	3	-		
旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	-	3	4	-		
	-	4	5	-		
旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	-	4	5	11		
	14	2	3	13,612,892		
旧第32項 (ICカードを利用するための機械)	20,419,304	1	2	-		
	-	1	2	-		
旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	8,627	1	2	4,314		
	390,030	1	4	97,508		
旧第36項 (公共荷さばき施設)	242,972	3	4	182,229		
	84,903	4	5	67,920		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	-	2	3	-		
	-	2	3	-		
旧第37項 (次世代通信網構築設備)	-	2	3	-		
	-	2	3	-		
旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	-	2	3	-		
	-	2	3	-		
旧第45項 (地下駅火災対策)	-	1	4	-		
	-	1	4	-		
旧第46項 (地下浸水対策)	-	1	4	-		
	-	1	4	-		
旧第54項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-		
	-	1	4	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	1,985,240	1	2	992,619
	三九 島条 特例 三各 と法 第2 三各 百の 四連 十乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
			-	1	3	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	12	-
			-	1	6	-
		④ (新造車両)	-	1	4	-
			-	1	3	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	12	-
			-	1	6	-
⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-		
	-	1	12	-		
⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-		
	-	1	18	-		
⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	72	-		
	-	1	36	-		
⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	16	-		
	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
		⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1 3	-
		⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	1 12	-
		⑬ (変・送電用資産)	-	5 12	-
		⑭ (鉄道耐震補強設備)	-	1 6	-
		⑮ (変・送電用資産)	-	5 12	-
		⑯ (変・送電用資産)	-	3 10	-
		⑰ (変・送電用資産)	-	3 8	-
		⑱ (変・送電用資産)	-	3 8	-
		⑲ (変・送電用資産)	-	1 3	-
		⑲ (変・送電用資産)	-	1 3	-
		⑲ (変・送電用資産)	-	1 3	-
		⑲ (変・送電用資産)	-	1 3	-
		⑲ (変・送電用資産)	-	1 3	-
法五附則第十三条の二	第 1 項	913	3 5	548	
法五附則第十三条の二	承継と納付金の連乗	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-
		③ (三島特例)	-	3 10	-
法五附則第十三条の二	特三旧付と乗	④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-
		④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-
法附則第十二条	旧第 2 項	(基盤整備事業)	-	-	-
	旧第 2 項	(三宅村特例)	-	1 2	-
	旧第 5 項	(能登半島地震特例)	-	1 2	-
	旧第 7 項	(新潟県中越沖地震特例)	-	1 2	-
	旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1 3	-
法附則第十二条	第 12 項	(東日本大震災・津波被災)	28,704,155	1 2	14,343,569
	第 15 項	(東日本大震災・居住困難区域)	-	1 2	-
法附則第五十六条の二	第 4 項	② (被災代替鉄道施設等)	-	1 3	-
		① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
		② (新線構築物)	-	1 12	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1 6	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1 12	-
		⑥ (変・送電用資産)	-	1 24	-
		⑦ (変・送電用資産)	-	1 12	-
		⑧ (変・送電用資産)	-	1 6	-
		⑨ (変・送電用資産)	-	5 24	-
合 計		473,596,755	-	-	258,512,417